

大阪市青少年福祉委員活動交付金淀川区実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市青少年福祉委員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、淀川区における大阪市青少年福祉委員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(算定基準額)

第2条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(軽微な変更)

第3条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 事業開催日の変更
- (2) 支出内容の変更
- (3) 年度実施計画書に記載している活動間の予算流用

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象活動	算定基準額
(1) 青少年指導員活動への支援に関すること	地域協議会：上限 50,000 円 区協議会：上限 100,000 円
(2) 有害環境から青少年を守る社会環境浄化活動に関すること	地域協議会：上限 50,000 円 区協議会：上限 100,000 円
(3) 地域における青少年の健全育成に関すること	地域協議会：上限 100,000 円 区協議会：上限 100,000 円
(4) その他区長が定める活動	
・ 地域活動協議会などの団体等との連携及び協働にかかる活動	地域協議会：上限 50,000 円
・ 「淀川区民まつり」「淀川区はたちのつどい」などの本区との連携及び協働にかかる活動	区協議会：上限 100,000 円
・ 市要綱第7条第1項に基づく地域協議会の運営にかかる活動	地域協議会及び区協議会のいずれも交付対象経費総額の10%以内